

参考配布

平成 25 年 8 月 29 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5324)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する

労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、香川労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、香川労働局が配布した資料です。

香川労働局
平成25年8月29日発表

香川労働局職業安定部需給調整事業室
室長 大山 哲也
需給調整指導官 川井 泰昌
(電話) 087-806-0010
(夜間) 087-811-8927(当日限り)

派遣元事業主に対する 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

香川労働局(局長:谷川 隆一)は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、厚生労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行い、請負と称して労働者派遣を行ったほか、適用除外業務への労働者派遣を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名称	株式会社 匠
代表者の職氏名	代表取締役 山内 光(やまうち ひかる)
所在地	香川県丸亀市塩飽町 48-1 丸亀プラザビル 2F
届出に関する事項	届出受理番号 特37 - 300399 届出受理年月日 平成23年5月20日 旧許可番号 般37 - 300071 許可期間 平成20年4月1日 ~平成23年3月31日

第2 処分内容

- (1)労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
- (2)労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分理由

株式会社匠は、平成23年4月1日から平成25年4月30日の間、労働者派遣法第5条第1項に違反して、厚生労働大臣の許可を受けずに、少なくとも派遣労働者延べ1,936人を労働者派遣することによって、一般労働者派遣事業を行っていたこと。また、請負と称して労働者派遣を少なくとも延べ609人行っていたほか、労働者派遣法第4条第1項に違反して適用除外業務に延べ15人労働者派遣を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成25年8月30日から同年10月29日までの2ヶ月間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 平成23年4月1日から平成25年8月28日までに行った全ての労働者派遣事業及び請負事業にかかる全てを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

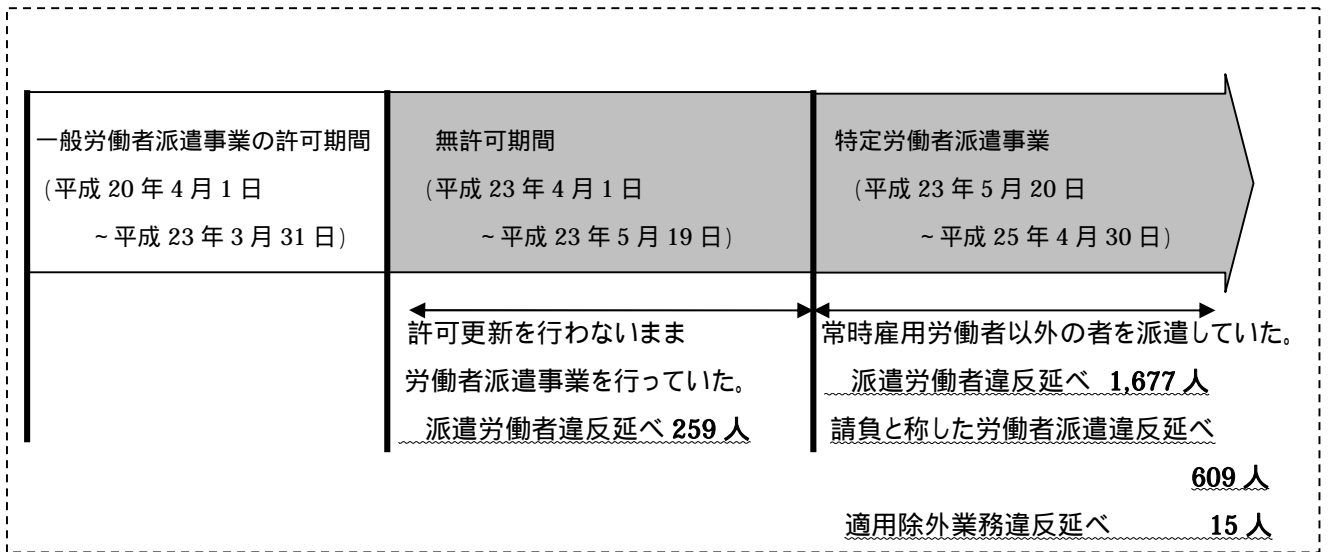
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第4条第1項(適用除外業務について労働者派遣を行わないこと)
- (2) 労働者派遣法第5条第1項(許可なく一般労働者派遣事業を行わないこと)
- (3) 労働者派遣法第19条第1項(事業所名称、所在地の変更を届出ること)
- (4) 労働者派遣法第23条第1項(虚偽の事業報告を行わないこと)
- (5) 労働者派遣法第26条第1項(労働者派遣契約を適正に締結すること)
- (6) 労働者派遣法第26条第6項(抵触日の通知なしで労働者派遣契約を締結しないこと)
- (7) 労働者派遣法第31条第1項(適正な派遣就業を確保すること)
- (8) 労働者派遣法第32条第2項(派遣労働者であることを明示すること)
- (9) 労働者派遣法第34条第1項(労働者派遣に係る就業条件を明示すること)
- (10) 労働者派遣法第34条第2項(派遣労働者に対し抵触日を通知すること)
- (11) 労働者派遣法第34条の2(労働者派遣に関する料金の額を明示すること)
- (12) 労働者派遣法第35条(派遣先に対し派遣通知を行うこと)
- (13) 労働者派遣法第35条の2第1項(抵触日以降継続して労働者派遣を行わないこと)
- (14) 労働者派遣法第35条の2第2項(派遣停止通知を行うこと)
- (15) 労働者派遣法第35条の3(日雇派遣を行わないこと)
- (16) 労働者派遣法第36条(派遣元責任者を選任すること)
- (17) 労働者派遣法第37条第1項(派遣元管理台帳を作成すること)
- (18) 労働者派遣法第37条第2項(派遣元管理台帳を保管すること)

2 上記の「処分理由」に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに遵法体制の整備を図ること。

(概要)



合計違反延べ 2560人

(参考)

労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

労働者派遣法(抄)

(用語の定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

(業務の範囲)

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(変更の届出)

第19条 特定派遣元事業主は、第16条第1項の届出書に記載すべき事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(事業廃止命令等)

第21条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第 23 条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(契約の内容等)

第 26 条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

(各号の記載省略)

5 第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第 1 項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(適正な派遣就業の確保)

第 31 条 派遣元事業主は、派遣先がその指揮命令の下に派遣労働者に労働させるに当たって当該派遣就業に関しこの法律又は第 4 節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第 32 条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあつては、その旨を含む。)を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。)を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第 34 条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(各号の記載省略)

2 派遣元事業主は、派遣先から第 40 条の 2 第 5 項の規定による通知を受けたと

きは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第 34 条の 2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

(各号の記載省略)

(派遣先への通知)

第 35 条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

(各号の記載省略)

(労働者派遣の期間)

第 35 条の 2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第 40 条の 2 第 1 項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

- 2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第 35 条の 3 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならない。

(派遣元責任者)

第 36 条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第 6 条第 1 号から第 8 号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

(各号の記載省略)

(派遣元管理台帳)

第 37 条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなけれ

ばならない。

(各号の記載省略)

- 2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を3年間保存しなければならない。

(改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第 23 条第 3 項及び第 23 条の 2 の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則

(権限の委任)

第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第 21 条第 2 項の規定による命令

四 法第 49 条第 1 項の規定による命令